

## 全国大学音楽教育学会研究紀要編集規程

### 第1条（発行）

1. 全国大学音楽教育学会（以下、「本会」という。）は、全国大学音楽教育学会会則第4条に基づき、「研究紀要」を年1回発行する。
2. 研究紀要の発行は、年度末とする。

### 第2条（委員会）

「研究紀要」の発行にあたり、紀要編集委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

1. 委員は、地区学会より選任され、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。但し、理事長、事務局長、地区学会により選任された会長は、委員を兼任できない。
2. 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。但し、原則として連続した2期を超えないものとする。
3. 委員長は、委員の互選によりその候補者を理事長に推薦し、理事長が委嘱する。また、必要に応じて、理事会の承認を得て委員を増員することができる。
4. 委員長の任期は、委員の任期から独立し、原稿の募集から発行までの2年とする。
5. 委員会に事務局を置き、研究紀要編集に係る事務を行う。

### 第3条（業務）

委員会は、第4条、第5条及び第6条に示す条項に従って、「研究紀要」の編集及び発行に関する業務を行う。

### 第4条（論文等の区分）

論文等の区分は、次のとおりとする。

- 1) 論文
- 2) 研究ノート
- 3) 実践報告
- 4) 書評・紹介
- 5) 反論
- 6) その他

### 第5条（論文等の募集）

1. 「研究紀要」に掲載する論文等は、原則として教員、保育士養成及び関連分野における音楽教育に関する未発表のものとする。
2. 研究紀要募集要項は、別に定める。

### 第6条（投稿資格）

1. 投稿資格は、投稿申込み時点で本会に1年以上在籍し、会費を納入している者とする。
2. 委員会の委員長及び事務局長は、投稿することができない。

### 第7条（投稿）

研究紀要に投稿できる論文等の数は、単著、共著等の区別なく一人1編とする。

1. 共同執筆の場合は、第一著者が本会の会員であること。また、執筆者の半数以上が本会の会員であること。
2. 研究紀要投稿・執筆要領は、別に定める。

### 第8条（論文等の審査）

1. 投稿された論文等は、委員会の審査（以下、「査読」という。）を経て、掲載するものとする。
2. 研究紀要査読要領は、別に定める。

#### 第9条（著作権）

「研究紀要」に掲載された論文等の著作権は、本会に所属する。

1. 「研究紀要」に掲載された論文等を著者が、学術的な目的及び教育的な目的等において使用することを認める。
2. 研究紀要第1号から第21号までに掲載された論文等にも第9条を適用する。

#### 第10条（配布）

研究紀要は、地区学会事務局を通じて会員へ配布する。

1. 会員には、1部を配布する。また、会員の所属校に1部を配布する。
2. 投稿者には、1部を配布する。また、抜刷り20部を配布する。

#### 第11条（規程の改正）

規程の改正は、理事会の承認を得て決定する。

#### 付則

- ①本規程は平成3年6月11日より実施する。
- ②規程一部改定 平成5年10月20日
- ③規程一部改定 平成6年11月9日
- ④規程一部改定 平成7年6月15日
- ⑤規程一部改定 平成9年3月23日
- ⑥規程一部改定 平成11年9月1日
- ⑦規程一部改定 平成17年2月20日
- ⑧規程一部改定 平成19年2月18日
- ⑨規程一部改定 平成20年2月17日
- ⑩規程一部改定 平成21年2月15日
- ⑪規程一部改定 平成22年9月2日
- ⑫規程一部改定 平成23年9月1日
- ⑬規程一部改定 平成24年2月19日
- ⑭規程一部改定 平成24年8月30日
- ⑮規程一部改定 平成25年3月2日
- ⑯規程一部改定 平成26年8月28日
- ⑰規程改正 2021年3月31日